

益城町公告第8号

条件付一般競争入札公告

次のとおり、条件付一般競争入札を実施する。なお、本公告は本業務に係る令和8年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務に係る予算が成立しなかった場合は、入札を取り止めることとする。

令和8年2月4日

益城町長 西 村 博 則

1. 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 益城町役場庁舎警備業務委託
- (2) 履行場所 熊本県上益城郡益城町大字宮園702(益城町役場)
- (3) 業務概要 施設常駐警備
- (4) 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

2. 参加資格

本入札に参加する者は、入札参加届出書を提出した日から落札決定の日までの間において、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。なお、必要に応じて本町から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 本町に対して、益城町入札参加資格等に関する要項(平成28年益城町告示第174号)第4条に規定する令和7・8年度入札参加資格申請書を提出し受理されていること。
- (3) 前記(2)の業種として「物品・役務」に登録があること。
- (4) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条に定める都道府県公安委員会の認定を受けていること。
- (5) 警備業法第23条に規定する検定のうち、施設警備2級以上の資格を有する者又は警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する実務経験3年以上の者を派遣できること。
- (6) 益城町物品購入及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成21年5月25日告示第47号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。熊本県内の他の地方公共団体から熊本県内の業務委託等で指名停止措置又は指名除外措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状

況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく、再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

3. 入札・契約担当部局

益城町総務課管財係

所在地:〒861-2295 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地

電話:096-286-3111 / FAX:096-286-4523

(土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

4. 入札等の日程

入札手続き等	期間・期日等
設計図書の閲覧及び配布	令和8年2月4日(水)から令和8年2月27日(金) 正午まで
入札参加届出書の提出	令和8年2月4日(水)から令和8年2月27日(金) 正午まで
質問書の提出	令和8年2月4日(水)から令和8年2月20日(金) 午後5時まで
質問に対する回答日	令和8年2月26日(木) 午後5時まで
入札書提出期間	令和8年3月2日(月)から令和8年3月16日(月) 午後5時まで
開 札	令和8年3月17日(火) 午後1時30分
落札者決定通知	令和8年3月17日(火) (予定)

5. 設計図書の閲覧及び配布

設計図書は、前記4に示す期間中、本公告のホームページ又は前記3の担当部局窓口において閲覧及び配布を行う。

6. 入札参加届出書の提出

本入札に参加を希望する者は、本公告のホームページ又は前記3の担当部局に備えつけの「入札参加届出書」と、前記2(4)に記載の要件を満たすことを確認できる書類(警備業法第5条に定める認定証の写し)を併せてFAXで送信すること(FAX:096-286-4523)。

FAX送信後、前記3の担当部局へ到着確認の電話をすること。(電話:096-286-3111)

7. 入札参加資格の決定

入札参加資格が無い者には令和8年2月27日(金)午後5時までに電話で連絡する。電話連絡の無い場合は、入札参加資格があるものとする。

8. 質問書の提出及び回答

- (1) 本入札に関する質問がある場合は、書面(様式は自由)により、前記3に示す部局宛てに、前記4に示す期間中に、持込、送付又はFAX送信により提出すること(必着)。ただし、FAX送信の場合は前記3に示す部局に電話連絡を行うこと。
- (2) 質問の回答は、質問内容と併せ、質問者名等を伏せて、本公告のホームページに掲載する。

9. 入札方法等

- (1) 入札は書面による入札とし、前記4に示す期間中に、本公告のホームページまたは前記3の担当部局窓口に備えつけの「入札書」及び任意様式の「見積内訳書(記載方法は任意であるが年度毎かつ月毎又は日毎の警備料金額を記載すること。別紙「見積内訳書例」を参考とすること。)」を持込又は書留郵送により提出すること(必着)。なお、郵送の場合は二重封筒とし、外封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、内封筒に入札業務名、履行場所、商号及び代表者名を記入した封筒に封入するものとする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 契約保証金は、請負金額の100分の10以上を納付するものとする。ただし、益城町財務規則(平成16年3月1日規則第25号)(以下、「規則」という。)第81条ただし書きに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

11. 入札の無効

益城町競争契約入札心得(昭和45年益城町告示第18号)(以下、「心得」という。)第6条に該当する入札、又は申請書等提出書類に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

12. 開札場所

開札は、前記4の日時に、益城町役場庁舎2階2-4会議室で行う。

13. 落札者の決定

- (1) 契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 最低の価格で有効な入札を行ったものが複数いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者決定通知は、開札後速やかに落札者に連絡するとともに、前記4の期日に、益城町ホームページで公表する。

14. 契約

- (1) 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (2) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、令和8年3月24日(火)までに、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (3) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 異議の申立て

入札参加者は、入札後、仕様書、図面等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

16. その他の事項

その他の事項については、規則及び心得に示すとおりとする。